

あがの市民病院の施設基準等

1. 入院基本料に関する事項（基本診療料）

当院は「入院基本料の施設基準」のうち、次の各項目に適合しています。

（1）一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4（10 対 1 入院基本料） 対象病棟：4西病棟

1 日に入院患者 1 0 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。

看護職員の 7 割以上は看護師です。夜間においては、看護職員 2 人以上で看護を行っております。

○4階西病棟（52 床）

当病棟には 1 日に 11 人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は時間毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 6 人以内です。
- ・夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 1 2 人以内です。
- ・深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 1 8 人以内です。

（2）地域包括ケア病棟 1（13 対 1 入院料） 対象病棟：5西病棟、5東病棟

1 日に入院患者 1 3 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。

看護職員の 7 割以上は看護師です。夜間においては、看護職員 2 人で看護を行っております。

○5階西病棟（52 床）

当病棟には 1 日に 10 人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 8 人以内です。
- ・夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 2 2 人以内です。
- ・深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 2 2 人以内です。

○5階東病棟（52 床）

当病棟には 1 日に 10 人以上の看護職員が勤務しています。時間毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 7 人以内です。
- ・夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 2 1 人以内です。
- ・深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの受持ち患者数は 2 1 人以内です。

. 入院時食事療養（Ⅰ）、食堂加算

当院では「入院時食事療養（Ⅰ）を算定する食事療養の基準」に適合しています。これは管理栄養士により管理された食事を適時（夕食は午後 6 時以降）、適温で提供するものです。

また、病棟には食堂・デイルームを設置しており、食事の際に利用いただくことが可能です。

一般（70 歳未満）	70 歳以上の高齢者	標準負担額（1 食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510 円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300 円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	240 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
該当なし	低所得者Ⅰ	110 円	

※ 1 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1 食につき 76 円を加算させていただきます。

※ 2 国が示す要件を満たす食堂を整備しておりますので、1 日につき 50 円を加算させていただきます。

3. 特別の療養環境の提供に関する事項

当院の「特別の療養環境にかかる料金（室料差額）徴収病室は次のとおりです。（税込）

○特別個室 5,500 円 4階西病棟：414 5階西病棟：514 5階東病棟：564

○個室 3,850 円 4階西病棟：403、405、413、418、419

5階西病棟：503、505、513、518、519

5階東病棟：555、553、563、568、569

4. 入院期間が180日を超える入院に関する事項

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院につきましては選定療養対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様のご負担となります。選定療養の対象となる病棟及び患者様の負担額につきましては以下のとおりです。

ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある場合はこの限りではありません。

○対象病棟：4階西病棟（一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4）

○負担額：健康保険の一部負担金とは別に1日につき2,409円（税込）

5. 保険外負担に関する事項

当院では法令に基づかず、患者様から費用の支払いを受けるものについては、別途掲示の項目について、その使用量・利用回数に応じて負担をお願いしております。

なお、衛生材料等治療（看護）行為及びそれに密接に関連したサービスや物についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

6. 保険医療機関の従業員以外による看護について

当院では患者様のご負担による付添看護は認められておりません。

7. 病院施設内禁煙について

当院は、施設内はすべて禁煙となっております。病院は患者様のみならず、ご家族及びお見舞いの方々、来院者、病院職員すべての人の健康を守る社会的使命がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

8. 治療を目的とした個人情報の利用と共有について

当院は、医師を始めその他職員が取得した情報を診療録等に記載し、最良の治療を行うために利用します。

患者様の個人情報は、医療保険事務や外来、病棟管理、会計等に利用します。保険証のコピーを取らせていただき、再確認のために使用させていただく場合があります。

なお、コピー等にて取得した情報は、使用后、適切に破棄させていただきます。

9. 感染防止対策について

当院では、院内感染を防止するため感染制御チームを設置し、マニュアルの作成や職員研修を行い、院内感染の防止に努めております。また、他の医療機関主催のカンファレンスに参加し連携を図っています。

10. 病院機能情報の閲覧について

当院の医療機能情報は、医療法第6条の3第1項及び薬事法第8条の2第1項に基づき、書面による閲覧またはホームページ「厚生労働省・医療情報ネット」

(<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=15>)

により情報の提供を行っております。閲覧を希望される方・お問合せは、正面受付窓口までお申し出下さい。

11. 個別の診療報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称等が記載されております。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、事前にお申し出ください。

■現金会計（カード支払いを含む）の方

お支払いの際に明細書をお渡し致します。明細書が不要な方は、会計窓口にお申し出下さい。

■診療費口座引き落としの方

会計の計算が終了後、窓口にてお渡し致しますので、お帰りになさらずにお待ち下さい。

※会計の計算作業には、現金でお支払いの方と同様の時間を要しますのでご了承下さい。

12. 保険証の提示について

受診の際は、必ず健康保険証や各種受給者証（介護保険を含む）をお持ちください。

保険証等は、最低でも月に一度は会計窓口へ提示願います。

保険証等に変更が生じた場合は、会計窓口までお知らせください。

13. 指定を受けた介護保険の事業

居宅介護支援・訪問看護・介護医療院

14. 医療機関の指定状況

保険医療機関・結核指定医療機関・生活保護法指定医療機関・母体保護法・労働者災害補償保険指定医療機関・指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）・指定自立支援医療機関（精神通院）・原爆被爆者一般疾病医療機関・難病医療費助成指定医療機関・指定小児慢性特定疾病医療機関・臨床研修指定病院（協力型）